

社会福祉法人和泉幸生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泉幸生会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

ただし、税理士又は公認会計士が、監事として行う会計監査に係る業務に対しては、報酬を支給することができる。

2 前条ただし書の場合の報酬の支給は、次のとおり行う。

(1) 支給の対象となる業務

税理士又は公認会計士たる監事による会計監査業務を支給対象とする。

(2) 報酬の算定方法

税理士又は公認会計士の適正な業務報酬額を勘案して、一回（1日）の報酬額を、金50,000円（税抜き）を上限として、評議員会が定める。

(3) 支給方法

毎月20日締め切り、翌月15日に振込送金の方法で支給する。

(4) 支給形態

支給する報酬は、金銭による支給とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、その業務に必要な費用を実費弁償する。旅費については、和泉幸生会旅費規程に従い、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は、費用を支給しない。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年6月19日から施行する。
2. この規程は、平成30年3月1日から施行する（第2条第2項追加）。